

○杏林学園情報セキュリティ基本規程

制定 令和 2年 4月 27日

(目的)

第1条 本規程は、杏林学園（以下「学園」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって学園の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策（情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう）を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、学園情報システム（用語定義は、別表のとおり）を運用・管理する全ての者、及び利用者（教職員及び学生以外の者を含む）に適用する。

(対象)

第3条 本規程は、以下の各号に定める情報資産（用語定義は、別表のとおり）を対象とする。

- (1) 学園が所有又は管理する情報システム
- (2) 学園との契約又は協定に基づき提供される情報システム
- (3) 情報システム又は情報機器の利用者が、教育、研究その他の業務のために作成又は取得した情報で、情報システム又は情報システム外部の電磁的記録媒体に記憶させたもの、並びに書面に記載されたもの
- (4) 情報システムに関する情報処理業務に係る情報で、情報システム又は情報システム外部の電磁的記録媒体に記憶させたもの、並びに書面に記載されたもの

(文書体系)

第4条 本規程に基づき、情報セキュリティに係る以下の各号の文書を定める。

- (1) 実施規程

基本規程に基づいて策定される関連諸規程及び、基準、計画

- (2) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドライン

(C I S O)

第5条 Chief Information Security Officer（以下「C I S O」という。）は、学長をもって充てる。C I S Oは、学園情報システムの運用に責任を持つ。

2 C I S Oは、以下の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 本規程、実施規程及び手順等の決定や情報システム上での各種問題に対する処置。
- (2) 学園全体向け教育及び情報システムを担当する管理者向け教育の統括。

(第1類 杏林学園情報セキュリティ基本規程)

- (3) 学園情報システムの運用業務の全て又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるために必要な措置。(情報セキュリティ運用の外部委託管理)
 - (4) CSIRT (Computer Security Incident Response Team の略、情報セキュリティインシデントに対処するための体制) 設置。CSIRTの役割は、別の規程にて定める。
 - (5) 情報セキュリティ監査責任者の設置。情報セキュリティ監査は、別の規程に定める。
- 3 CSISOに事故があるときは、CSISOが予め指名する者が、その職務を代行する。
- (情報セキュリティ委員会)

第6条 学園情報システムの円滑な運用及び個人情報保護のための最終決定機関として、学園に情報セキュリティ委員会を置く。

- 2 情報セキュリティ委員会は、CSISOを委員長とし、以下の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学長
 - (2) 総合情報センター長
 - (3) 病院長
 - (4) 副病院長 (システム担当)
 - (5) 事務局長
 - (6) 総務部長
 - (7) 広報・企画調査室長
 - (8) その他、学長が必要と認めた者
- 3 情報セキュリティ委員会は、情報システムの運用と利用に係る以下を実施する。
- (1) 本規程及び学園全体向け教育の実施ガイドラインの改廃
 - (2) 教育の年度講習計画の制定及び改廃、その計画の実施状況の把握
 - (3) 学内LAN管理の規程、手順の制定及び改廃
 - (4) リスク管理規程の制定及び改廃、その実施状況の把握
 - (5) 情報セキュリティ監査規程の制定、改廃、及び実施
 - (6) 情報システム非常時行動計画の制定、改廃、及び実施
 - (7) 情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討及び実施
 - (8) 情報に関する格付け、取扱制限の指定、及び明示等の基準の整備
 - (9) 個人情報保護委員会との連携
- 4 情報セキュリティ委員会は、定例会を年1回開催する。
- 5 委員長は必要に応じて随時会議を招集することができる。

(第1類 杏林学園情報セキュリティ基本規程)

(統括情報セキュリティ責任者)

第7条 学園に統括情報セキュリティ責任者を置く。統括情報セキュリティ責任者は、情報システムの運用と利用に係る実施責任を担う。統括情報セキュリティ責任者は、以下の部門ごとに各号の者をもって充てる。

(1) 法人及び大学部門：総合情報センター長

(2) 附属病院部門：病院長

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会の定めた方針に基づき、以下の各号に掲げる役割を担う。

(1) 学園情報システムの整備と運用に関し、情報セキュリティに関する教育を企画・実施し、本規程、実施規程及び手順等を徹底させる。

(2) 学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報セキュリティ組織)

第8条 情報セキュリティに係る各部局の指名付け及び役割は、別の規程に定める。
(事務局)

第9条 本規定に関する事務は、総合情報センター事務課が担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、運営審議会で決定する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表

用語	定義
情報資産	情報及び情報を管理するための仕組みの総称。具体的には、下記。 <ul style="list-style-type: none">・ 情報システム・ 情報システム内部に記録された情報・ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報・ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
情報システム	情報処理及び情報ネットワークに係るシステム、及び学園情報ネットワークに接続する機器全て。